

見附市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

見附市議会議長 佐野 統康

見附市議会規則第1号

見附市議会会議規則の一部を改正する規則

見附市議会会議規則（昭和41年見附市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「、参考人」を「及び参考人」に、「第93条」を「第93条の2」に、「第165条」を「第165条・第165条の2」に、「第167条」を「第166条の2－第167条」に改める。

第3条中「また」を「、また」に改める。

第4条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条中「そなえ」を「備え」に改める。

第15条の見出し中「1事不再議」を「一事不再議」に改め、同条中「再び」を「、再び」に改める。

第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第18条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない」に改め、同条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第21条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第23条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第24条第1項中「終った」を「終わった」に改め、同条第2項中「終らない」を「終わらない」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第29条中「、職員の点呼に応じて」を「、議長の指示に従って」に、「投票を備え付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第30条中「終った」を「終わった」に改める。

第31条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第35条ただし書及び第37条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第39条第1項中「ついで」を「次いで」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第40条及び第42条中「終った」を「終わった」に改める。

第44条第2項中「終らなかった」を「終わらなかった」に、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第53条中「終った」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第54条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第2項中「発言を」を「、発言を」に改め、同条第3項中「当って」を「当たって」に改める。

第55条中「こえる」を「超える」に改める。

第56条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第58条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第59条第1項中「終った」を「終わった」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第62条第2項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。

第64条中「又は」を「、又は」に改める。

第65条中「写」を「写し」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第66条中「とろうとする」を「採ろうとする」に改める。

第69条第1項中「とろうとする」を「採ろうとする」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第70条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第73条中「効力）」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第75条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第76条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第1章中「第9節 公聴会、参考人」を「第9節 公聴会及び参考人」に改める。

第79条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第83条第2項中「第80条、第81及び前条」を「第80条（公述人の発言）、第81条（議員と公述人の質疑）及び前条（代理人又は文書による意見の陳述）」に改める。

第84条に次の1項を加える。

2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によって記録する。

第2章第1節中第93条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第93条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第95条ただし書及び第98条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第99条中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない」に改める。

第109条中「終った」を「終わった」に改める。

第113条中「すべて」を「全て」に改める。

第115条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第116条第1項中「議員」の次に「(以下この条において「委員外議員という。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第117条中「終った」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第118条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第120条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第121条第1項中「終った」を「終わった」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第123条中「又は」を「、又は」に改める。

第124条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる」に改める。

第125条第6項中「はかり」を「諮り」に改める。

第126条中「第1章第4節」を「、第1章第4節」に改める。

第127条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第128条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第130条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第131条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第134条中「効力）」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第136条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第137条第1項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第138条第2項中「とき」を「場合」に、「及び法人の名称と所在地を」を「並びに法人の名称及び所在地を」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第140条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第140条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第140条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第141条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第142条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第144条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第145条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第149条を次のように改める。

(決定の通知)

第149条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第151条中「、外とう、えり巻き、つえ、かさ」を「、コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第156条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第158条中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「はかつて決める」を「諮って定める」に改める。

第160条中「ことは」を「ことが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第160条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第162条中「こえる」を「超える」に改める。

第7章中第165条の次に次の1条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第165条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大

な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

- 2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。第9章中第167条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第166条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条(日程の作成及び配布)、第65条(答弁書の配布)、第85条(会議録の配布)、第124条(答弁書の配布)、第139条(請願文書表の作成及び配布)第1項及び第140条(請願の委員会付託)第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等

が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第166条の3 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第73条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定

めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第167条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。